

平成11年11月5日  
厚生省

## 特別対策に関する予算要望

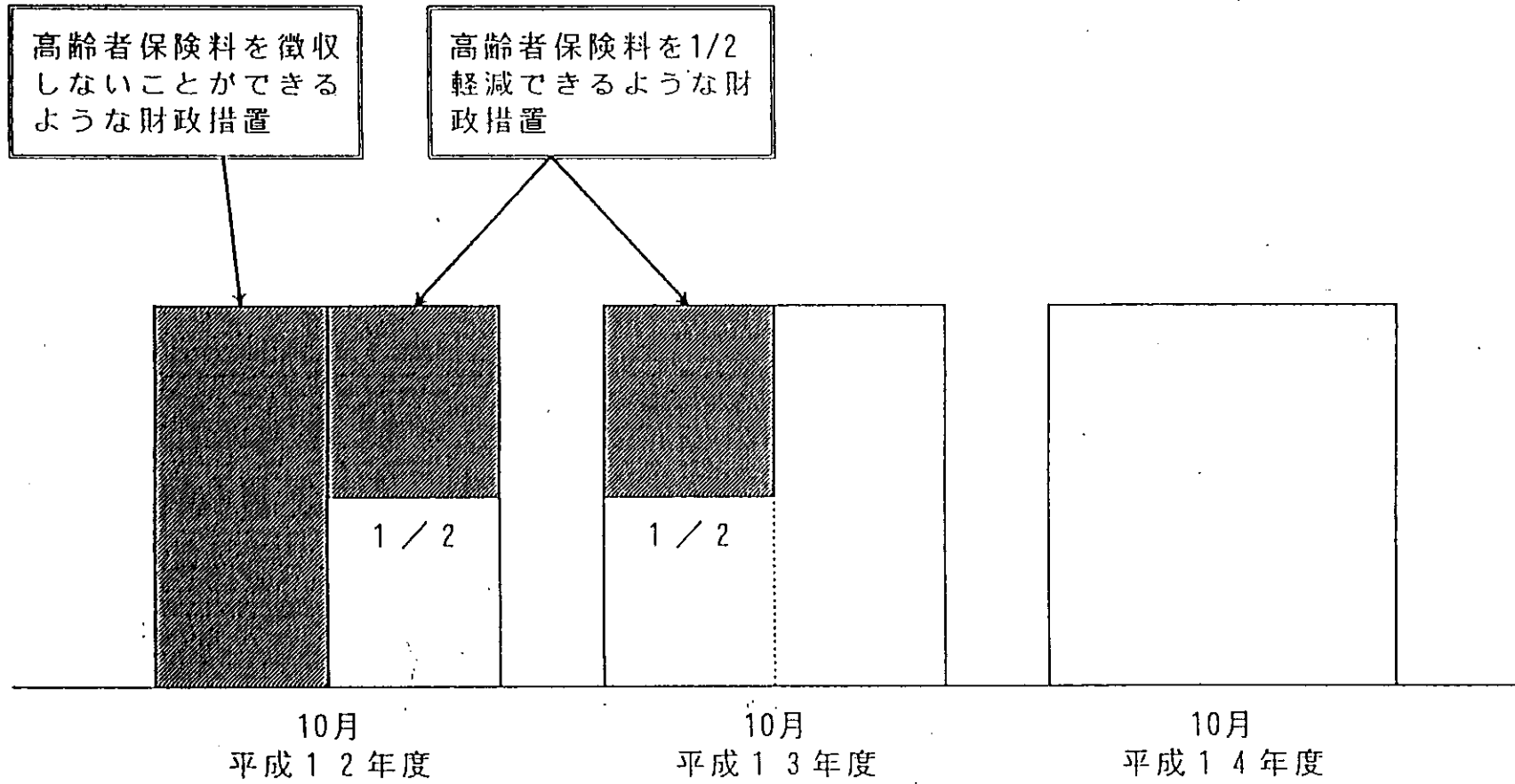
	(事業規模)	(国費)
I. 11年度補正予算分	11,500億円程度	10,100億円程度
1. 高齢者保険料対策	7,850億円程度	7,850億円程度
2. 医療保険者対策	1,260億円程度	1,260億円程度
3. 基盤整備等	2,400億円程度	950億円程度
II. 12年度予算分	1,200億円程度	600億円程度
1. 低所得者の利用者負担の軽減		
2. 家族介護支援対策		
3. 介護予防・生活支援対策		

(注) 12年度予算分には、一部既定要求分を含む。

1. 介護については、平成12年4月1日より新しい制度を実施する。
2. 新しい介護制度の円滑な実施のため、介護サービスの適正な給付が実現されるまでの概ね半年間、保険料に関わる部分については実施しない。  
この措置にかかる財源については国が負担する。  
なお、2号被保険者については、概ね半年間全体として負担増を解消するため、国が医療保険者に財政支援を行う。この趣旨を踏まえて運用面で配慮する。
3. 現にホームヘルプサービスを利用している低所得者の利用者負担は、当面3パーセント程度に軽減する。
4. 家族介護支援については、介護者の物心両面にわたる負担を軽減するため、慰労金やリフレッシュ事業等の適正な措置を講ずる。
5. 介護サービスの対象外の者に対して介護予防・生活支援の対策を拡充する。
6. 高齢化の更なる進行に対応し、今後の介護体制の充実を図るため、スーパーゴールドプランを早急に策定する。
7. 介護にかかる財源及びそのあり方については、実施状況を見ながら3党で協議する。

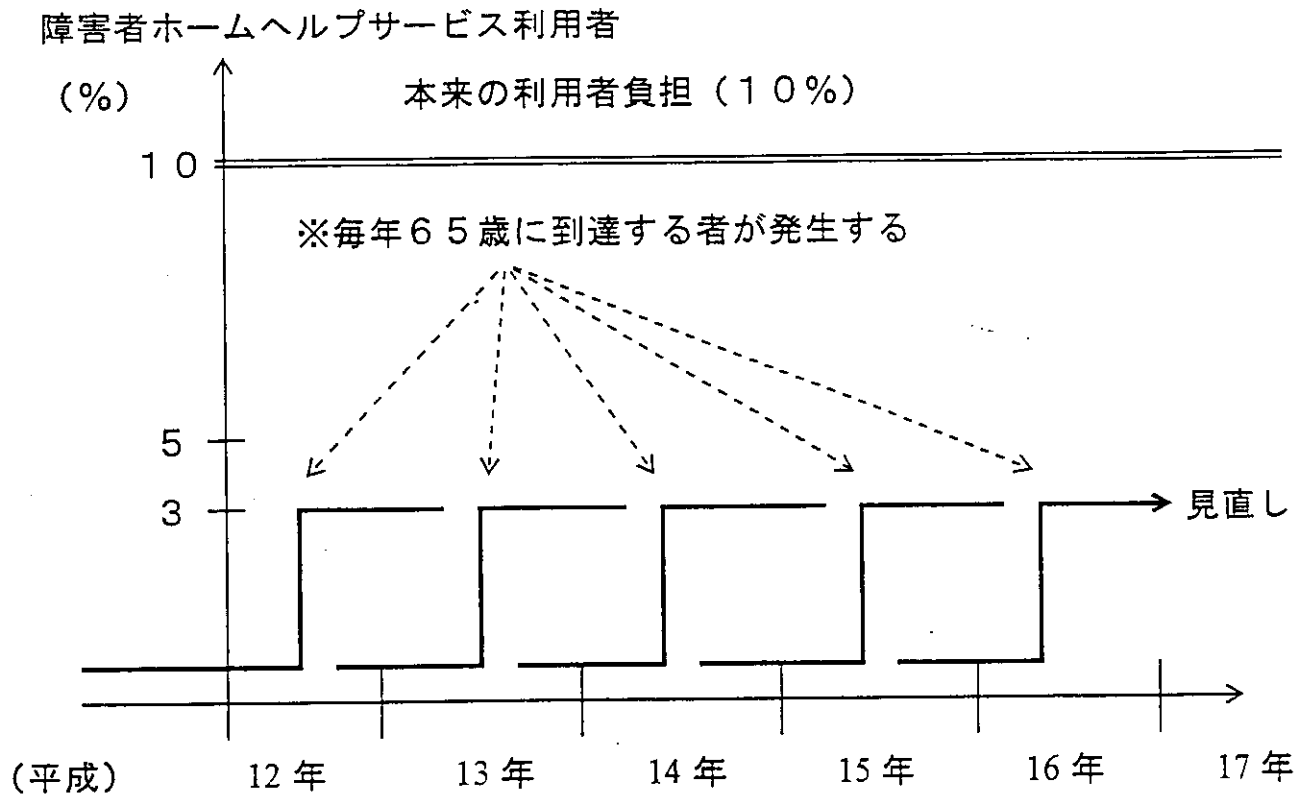
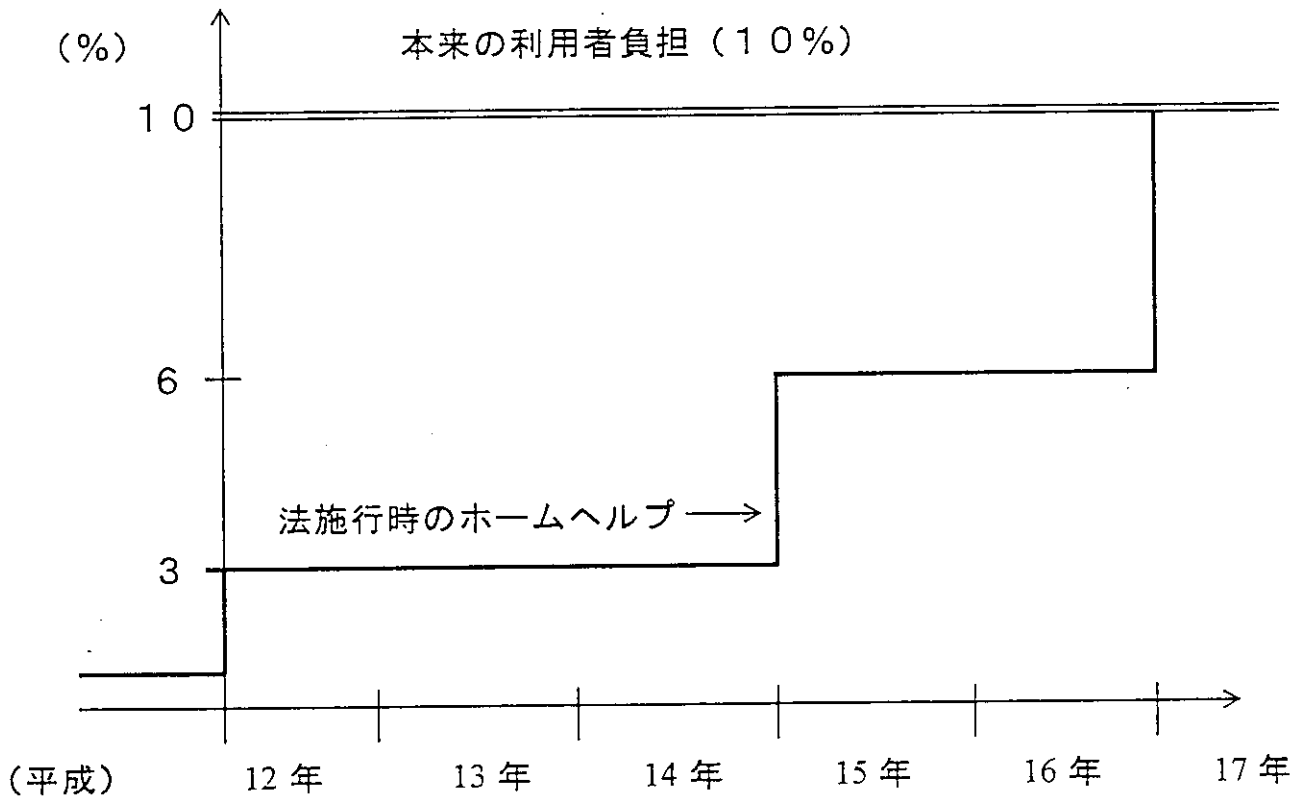
平成11年10月29日

# 高齢者保険料の特別措置



1

法施行時のホームヘルプサービス利用者及び障害者ホームヘルプサービス利用者の利用者負担軽減措置(図)



## 家族介護支援対策

- 家族介護慰労（リフレッシュ）事業  
重度の低所得高齢者に介護を行っている家族に対して、慰労のため金品を贈呈した場合に、これに要する経費の一部を助成する。
  
- 家族介護用品の支給  
紙おむつ等の介護用品を支給し、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る。
  
- 家族介護者交流事業（元気回復事業）  
家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流会等により元気回復を図る。
  
- 家族介護者ヘルパー受講支援事業  
家族介護者がヘルパー研修を受講した場合に、受講料の一部を助成する。
  
- 家族介護教室  
家族に対し、適切な介護の知識・技術を習得させるための教室を開催する。
  
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業  
発信装置による位置探知システム等を活用して徘徊高齢者を早期に発見し、家族の負担軽減を図る。